

# 「障害者週間」です

問 福祉課 ☎56-0614

HPを見る  
記事ID 190



## 障がい者を理由とする差別をなくすために

差別はダメ

平成28年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が禁止されました。

不当な差別的取扱いをすることは、行政機関(国、地方公共団体など)と民間事業者(会社、お店など)で禁止されています。

合理的配慮の提供は、行政機関は必ず行う必要がありますが、民間事業者は努力義務となっています。(合理的配慮をするための、費用や負担が重すぎる場合などは、他の工夫や、やり方を考えることとなります。)

誰もがくらしやすい、笑顔のあるまちにするために、地域の中で助け合いましょう。



例

- 障がい者が困っていたら、積極的に声をかけて、本人が必要とするお手伝いをしましょう。
- 優先駐車場などの優先スペースには、必要ない人は駐車などしないようにしましょう。
- 視覚障害者誘導用ブロックの上に物を置いたり、道をふさいだりしないようにしましょう。

### 不当な差別的取扱いとは?

正当な理由なく、障がいがあるということで、サービスの提供を拒否したり、制限したり、また障がいのない人には付けない条件を付けたりすることは、不当な差別的取扱いとなります。

例

- お店に入ろうとしたら、車椅子を理由に入店を断られた。
- マンションの契約をしようとしたら、障がいがあることを理由に契約ができなかった。

手伝ってね!

### 合理的配慮をしないこととは?

障がい者から、何らかの配慮を求める意思の表明があったとき、負担になり過ぎない範囲で解決するための工夫をすることを、合理的配慮といいます。(障がい者が困っていることに対し、合理的配慮をしないことは差別にあたります。)

例

- 視覚障がいがあると伝えたのに、内容を読み上げて説明などをせず、書類だけ渡された。
- 行事などで、事前に聴覚障がいがあることを伝えたが、案内が音声のみでしか行われなかった。

※意思の表明がない場合や、正当な理由(過重な負担など)がある場合は、法的な差別にはなりません。

もしも、障がいを理由とする差別を受けて困った時には、次の場所に相談してください。

■ 福祉部福祉課  
☎0561-56-0614 FAX0561-63-2940

■ 長久手市障がい者相談支援センター  
☎0561-64-2333 FAX0561-64-2337

長久手市職員からの差別について..... ■ 市長公室人事課  
☎0561-56-0604 FAX0561-63-2100

教育委員会の所管する部署からの差別について..... ■ 長久手市教育委員会  
☎0561-56-0625 FAX0561-62-1451